

【研究ノート】

現物配当の論点整理

渡 邊 宏 美

1. はじめに
2. 現行制度における現物配当の会計処理
 2. 1. 自己株適用指針
 2. 2. 引当金に関する研究資料等
3. 現物配当の論点
4. 現行制度における現物配当の2つの問題
 4. 1. 配当と費用の線引き
 4. 2. 配当財産の測定
5. おわりに

1. はじめに

本研究ノートの目的は、現物配当を行う会社の会計処理に関する論点を整理することにある。現物配当とは、金銭以外の財又は役務による配当と定義する。現行制度では、平成17年に成立した会社法が、金銭以外の配当を認めている¹。また平

1 会社法454条1項4項。なお、典型的な現物配当財産は子会社株式であるとされる（江頭（2014）676頁）。

成22年度の税制改正によって、完全支配関係にある内国法人に対する現物分配²の課税の繰延べが認められたため、現物配当の利用が増加していると言われる³。

そこで、現行制度上の現物配当の会社処理を確認した上で、論点を整理し、問題点を明らかにすることを試みる。

現物配当は金銭による配当とは異なり、配当財産の帳簿価額と時価が必ずしも一致しないこと等の理由のために、その会計処理には特有の問題が生じる。例えば、前期末に100円を支払って購入した資産が、当期末にその時価が120円に値上がりしているとする。当該資産を現物配当する場合、この20円について、企業会計上は損益となるか否かが、会社法上は配当規制に服するか否かが、法人税法上は課税所得に含まれるか否かが問題となる。

現行制度上は、企業会計上の損益であり（ただし例外もある⁴）、会社法上の配当規制に含められ⁵、法人税法上の課税所得である⁶（ただし、適格現物分配

2 法人税法の「現物分配」（法人税法2条12の6参照；法人が株主等に対して、剰余金の配当等の事由により金銭以外の資産を交付すること、なお適格現物分配は同条12の15）と、会社法における「現物配当」（454条1項によって配当財産から、当該株式会社の株式等は除かれている）の意義は厳密には異なる。

3 参照：<http://www.dir.co.jp/consulting/insight/management/110831.html>（2015年1月3日最終閲覧）。その一方で「さほど頻繁に発生する取引ではない」という見解もある（実務対応専門委員会における新規テーマの評価「現物分配の会計処理」（平成25年3月11日）（資料9）3頁参照）。なお、eol（企業財務情報データベース）で検索すると80件ほど（例えば、ソニーは2012年度に特別損失「現物配当に伴う交換損益14.626百万円」を計上している）ヒットした。

4 自己株適用指針10項。ただし、分割型の会社分割（按分型）、保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合、企業集団内の企業へ配当する場合及び市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合には、含み損益を認識しないとされる（後述）。

5 神田（2014）298-299頁参照。規制対象となる剰余金の分配により株主に交付する金銭等の帳簿価額の総額は、分配可能額を超えることができないとされるが、ここでいう帳簿価額は、会計処理基準に合わせて配当される現物の時価評価「後」の簿価と解釈されるようである。

6 法人税法62条の5、法人税法基本通達3-1-7の5、あるいは法人税法22条2項及び4項（対価を伴わない資産の譲渡（無償譲渡）としての現物配当）。参照：金子（2010）347-353頁。

の場合には課税が繰り延べられる)。企業会計上、損益を認識する理由は、会社が清算する場合と同じ処理を行うことが適切であるため、及び株主との取引でも時価を基礎として取引が行われていると考えるため、と説明されている⁷。

しかしその他の論点、例えば、①配当と、その他の損益取引（例えば、販売促進費や交際費）をどのように区別するか、②配当財産が自社商品等であった場合にも時価を基礎として取引が行われていると考えるべきか否か（実際には「売却」していないにもかかわらず、損益を認識してよいのか、つまり帳簿価額（コスト）で利益剰余金又は資本剰余金を減額すべきではないか）、③配当財産が自社の設備等を利用する権利等の場合で、配当に伴い実質的に社外流出がない場合の会計処理、又は貸借対照表に未計上の経済的価値を配当財産とした場合の会計処理、④配当決定日から実際の配当日までの間に時価の変動があった場合にいつの時価を用いるのか及び当該評価差額の性格、及び⑤配当財産の時価の測定にあたり、誰にとっての価値を用いるのか、等の問題は十分に議論されているとは言い難い。

特に、①と②に関連するように見える株主優待⁸は、「会社法第454条等の定めに基づく剰余金の配当手続によるものではなく、また、その内容は所有

7 自己株適用指針38項参照（後述）。

8 株主優待制度は、2014年9月末日時点で1150社（上場企業の3割）で採用されていると言われる（日本経済新聞2014年12月24日夕刊5頁）。その経済規模を概算してみたい。

単純に、1単元以上保有する株主に対して、2,000円相当（大和インベスター・リレーションズ株式会社（2014）を参照した結果、優待内容は、飲料食品、買物券、プリペイドカード、オリジナルグッズ等であり、その価値は500円相当から3,000円相当のものが多く見られた。そのため、ここでは大雑把に2,000円と想定した）の株主優待を送付していると仮定する。発行済単元株式数を約20億単元（東証HPより、「平成25年度株式分布状況調査結果の概要」表7参照：[http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/b7gje6000000508d-att/report\(2013\).pdf](http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/b7gje6000000508d-att/report(2013).pdf)（2014年12月31日最終閲覧））とし、そのうちの3割が優待制度を採用したと考えて6億単元に株主優待が支払われているものとする。この仮定をおけば、6億単元に2,000円を乗じた1.2兆円程度の株主優待が支払われていることになる。

株数に完全には比例しないことが一般的である点で配当とは異なっていることから、配当ではなく、費用として処理することになる」⁹と指摘されている。この指摘に基づけば、株主優待引当金を設定する場合には、引当金繰入額として費用が計上されるのだろう。その測定額がコストベースであるとするれば、株主優待引当金を設定するような場合には、評価差額は認識されないのに対し、会社法上の配当財産にあたる場合には、評価差額が損益として認識されるものと考えられる。このように考えると、株主としての資格に基づき所有株数に応じて平等になされる現物配当は、評価差額が認識されるのに対して、所有株数に完全には比例しない株主への優待¹⁰は、評価差額が認識されないことになる。

以上の問題意識の下、本研究ノートでは、現物配当の会計処理における論点を整理する。構成は以下の通りである。第2節は、現行制度における現物配当の会計処理を確認する。第3節は、現物配当の会計処理における論点を整理する。第4節は、考えられる問題をいくつか提示する。第4節は、まとめである。

9 日本公認会計士協会（平成25年6月24日）会計制度委員会研究資料第3号「我が国の引当金に関する研究資料」【ケース25：株主優待引当金】参照。

10 所有株数に完全には比例しない株主への優待は、会社法上、株主平等原則に反するのではないかという問題には立ち入らない。なお、学説は分かれているようである（参照：江頭（2014）133頁）。関連判例として、最高判昭和45年11月24日（民集24巻12号1963頁）（特定の大株主に対する金員贈与契約が、株主平等原則に反するために無効とされた事例）、高知地判昭和62年9月30日（判時1263号43頁）（株主優待乗車券交付が利益供与にあたることされた事例）、高知地判平成2年3月28日（金融・商事判例849号35頁）（配当可能利益なく株主優待乗車券を交付したことは違法な利益配当であるが善管注意義務ないし忠実義務違反にはあたらないとされた事例）がある。

2. 現行制度における現物配当の会計処理

本節では、まず現物配当の会計処理を、日本の企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が平成18年に公表した自己株適用指針¹¹によって確認する。次に、現物配当の一種とも考えられる株主優待の会計処理について示されている資料として、日本公認会計士協会（以下、JICPA）が平成25年に公表した会計制度委員会研究資料第3号「我が国の引当金に関する研究資料」（以下、引当金に関する研究資料）とそれに関連する基準等を参照する。

なお、株主優待が現物配当にあたるか否か自体に争いがあり、引当金に関する研究資料は、基本的に株主優待は配当にあたらないという立場をとっているが、現物配当の会計処理を考える上での参考として、ここで取り上げることにした。

11 現物配当の処理が、自己株適用指針で規定されている理由を確認しておきたい。自己株適用指針は平成14年2月21日に公表、平成17年及び平成18年に改正されているが、現物配当に関する会計処理が規定されたのは平成17年改正によってである。この点につき28項によれば、「平成17年改正の本適用指針では、会社法において自己株式の取得の対価及び配当財産が金銭以外の場合もあることが明らかにされたことから、新たにこれらの会計処理を取り扱うこととした。なお、配当財産が金銭以外の場合の会計処理については、分配側の会計処理のみを本適用指針で示し、受取側の会計処理については企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」で示されている」と指摘されている。

2.1. 自己株適用指針

まず、現物配当を行う側の会計処理¹²は、自己株適用指針10項で以下のよう規定されている：

「配当財産が金銭以外の財産である場合、配当の効力発生日（会社法第454条第1項第3号）における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として、配当財産の種類等に応じた表示区分に計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。

ただし、以下の場合には、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。

（1）分割型の会社分割（按分型）

12 現物配当を受ける側の会計処理は、事業分離等に関する会計基準52項及び143項参照（現物配当を「交換等の一般的な会計処理の考え方に準じて会計処理することが適当である」

（143項）という考え方に筆者は疑問を感じるが、この点は今後の課題としたい）：「52. 株主が現金以外の財産の分配を受けた場合、企業結合に該当しないが、当該株主は、原則として、これまで保有していた株式と実質的に引き換えられたものとみなして、被結合企業の株主に係る会計処理（第35項から第37項参照）に準じて処理する。

この際、これまで保有していた株式のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額は、分配を受ける直前の当該株式の適正な帳簿価額を合理的な方法によって按分し算定する。」

「143. 株主が現金以外の財産の分配を受けた場合、これまでの現金配当の実務にあわせた処理を考慮すれば、当該株主の会計処理は、分配側の原資（払込資本か留保利益か）に従って区別することが考えられる。しかしながら、そもそも分配側の原資により、自動的に受取側の会計処理（投資の払戻か投資成果の分配か）が決定されるわけではない。現金以外の財産の分配を受けた株主の会計処理は、むしろ、交換等の一般的な会計処理の考え方に準じて、会計処理することが適当である。したがって、本会計基準では、原則として、これまで保有していた株式が実質的に引き換えられたものとみなして、被結合企業の株主に係る会計処理に準じて行うものとした（第52項参照）。」

- (2) 保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合
- (3) 企業集団内の企業へ配当する場合
- (4) 市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合

なお、減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととする。」

つまり、現物配当を行った会社は、上記の（１）～（４）に該当する場合を除き、配当財産の時価をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額すると同時に、配当効力発生日における配当財産の時価と帳簿価額との差額を損益として計上することになる（簡便的に配当決定時と支払日のタイミングのずれは無視する¹³⁾）。冒頭で示した数値例を仕訳で示せば、次のようになる。

(借方)	その他資本剰余金	120	(貸方)	資産	100
	(又はその他利益剰余金)		(貸方)	損益	20

この理由について、自己株適用指針の38項は次のように説明している：「一般に、金銭以外の財産をもって会社を清算した場合、投資の回収の結果を示すよう分配前に清算損益を計上することが適切である。このため、金銭

13 無視しない場合には、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の減額と未払配当金（負債）の認識、当該負債の消滅と資産の減額の仕訳、及び資産の評価差額の認識が行われることになる。この時、配当決定日から支払日までの間の時価の変動を認識すべきか否かは一つの論点になりうる。

以外の財産をもって配当した場合や金銭以外の財産をもって自己株式を取得した場合も同様に、原則として、分配前に損益を計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することが適切であると考えられる。これは、株主との取引であっても、通常、時価を基礎として当該取引が行われているものと考えられることとも整合的である。」

つまり、現物配当と会社の清算は実質的に同じであるという前提がおかれているために、清算損益を認識するように、現物配当においても配当効力発生日の時価と簿価との差額を損益として認識することが適切である、と読むことができる。

ただし、列挙されている4つに該当する場合は、配当財産の帳簿価額をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額するのみでよいとされる。同様に先の数値例を仕訳で示すと、次のようになる。

（借方）	その他資本剰余金	100	（貸方）	資産	100
	（又はその他利益剰余金）				

この理由も、38項で説明されている：「……（1）事業分離日に生じた分割承継会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合（分割型の会社分割（按分型））には、従来、人的分割と言われていたように、分割会社自体が単に分かれただけであるという見方が一般的であり、また、（2）事業分離日ではなくても、保有している子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合も同様の見方が可能であることから、損益を計上しないことが適切であると考えられる。さらに、（3）企業集団内の企業へ配当する場合には、企業結合における共通支配下の取引に準じて（第36項参照）、また、（4）市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合にも、損益を計上しないことが適切

であると考えた。……」（引用文中の数字は、引用者が便宜的につけたものである）。

つまり、（１）¹⁴は、形式上の変化であって実質的には変化がないため、（２）は子会社を支配する者が配当会社から配当会社の株主へと変化するのみであるため、（３）は、企業集団を一つの単位としてみれば、実質的には変化がないため、（４）は測定上の問題のため、損益を認識しないものと考えられる。

2.2. 引当金に関する研究資料等

次に、引当金に関する研究資料の「ケース25：株主優待引当金の（b）会計処理の考え方では、次のように説明されている：

「株主優待は、会社法第454条等の定めに基づく剰余金の配当手続によるものではなく、また、その内容は所有株数に完全には比例しないことが一般的である点で配当とは異なっていることから、配当ではなく、費用として処理することになると考えられる。

株主優待券等の利用により企業に費用負担が生じる場合であって、その内容が期末日以前に株主に公表されており、利用実績に基づき翌事業年度以降の利用により発生する費用を合理的に見積もることができる場合には、株主優待引当金を認識することになると考えられる。ここで、株主優待制度は、基準日現在の株主に対して自社製品やサービスを提供することを約するものであることから、当該時点において引当金を認識することになると考えられる。」

つまり、株主優待は、配当ではなく費用（おそらく、広告宣伝費、交際費等の販売促進費用にあたると思われる¹⁵）であり、引当金の計上要件をみたす場

14 会社法上の配当財産には、自社株式が除かれているため、(1)は会社法上の現物配当には当たらない。この点は、企業会計上の現物配当と、会社法上の現物配当の定義の相違であるといえる。

15 砂川、鈴木（2008）によれば、株主優待の導入によって、個人株主数が増加し、株価が優位に上昇したことが確認されたという（14頁参照）。

合には、引当金繰入額としての費用計上が示唆されている¹⁶。これによれば、配当にあたるか費用にあたるかの判断は、①会社法上の手続きを踏んでいるか、及び②内容が所有株数に完全に比例するか、に依存しているように読める。そのため、逆に言えば、①会社法上の手続きを踏み、②内容が所有株に完全に比例するような株主優待は「現物配当」にあたり、自己株適用指針が適用される（評価差額が損益として認識される）余地があるように思われる。

この点、国際財務報告基準の解釈（以下、IFRIC）第17号「金銭以外の資産の株主への分配」¹⁷では、「同じ種類の資本性金融商品のすべての所有者を平等に扱う分配のみに適用する」（par.5）という限定の下で、配当としての会計処理を規定している¹⁸。その会計処理は、自己株適用指針と同様に時価で測定するものとされる。つまり、企業は配当の宣言が関係者により承認された時又は配当が宣言された時に、配当を支払うという負債を認識しなければならない（par.10）。その測定は、「分配される資産の公正価値」によるものとされ（par.11）、当初の測定値から実際の配当日までに公正価値の変動があった場

16 ただし、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下、討議資料）の純利益の定義を文字通りに解釈した場合には、株主優待を「費用」として処理することは不適切かもしれない。なぜならば、純利益は、株主との直接的な取引を除く純資産の変動額（第3章9項）とされているところ、株主優待が株主との直接的な取引にあたれば、純利益（それを構成する費用）は生じないはずだからである。もっとも、株主であっても、顧客又は消費者として販売取引の相手たりうる（株主との取引から利益が生じうるが、それは株主としての地位に基づいた取引ではないと考えるのであろう）ため、株主優待の送付取引から企業が費用を認識しても問題はない、と考えるのかもしれない。

17 以下の引用部分につき、IFRS財団編（2011）の邦訳を参照した。

18 このIFRIC17の会計処理を説明したものとして、秋葉（2014）の設例がわかりやすい。同設例では、簿価が50、分配される資産の時価が80（その後90に値上がりする）であった時の仕訳が示されている：

「当初測定時	(借方) 資本	80	(貸方) 負債	80
事後測定	(借方) 資本	10	(貸方) 負債	10
決済時	(借方) 負債	90	(貸方) 資産	50
	(借方)		(貸方) 利得	40

（秋葉（2014）89頁）。

合には、当該差額を「分配額の修正として資本に認識しなければならない」（par.13）。そして、分配される資産の帳簿価額と公正価値との差額は、「未払配当金の決済時に…純損益に認識しなければならない」（par.14）とされている。

以上、（自己株適用指針が適用されないような）株主優待を行う企業の会計処理を直接規定する「会計基準」は存在しないが、引当金に関する研究資料によれば、株主優待を費用として処理する考え方が示されていること、及び配当か否かの線引きの候補として①会社法上の手続きに則っているか、②内容が所有株に比例しているか、が示唆されているものの、明確には示されていないことが確認できた。

3. 現物配当の論点整理

前節では、現行制度上の現物配当の会計処理は、4つの例外を除き、配当効力発生日における配当財産の時価と帳簿価額の差額を損益として認識することを確認した。このような会計処理の妥当性を判断する準備として、どのような論点が存在するのかをRaum(1950)を手掛かりとして確認する。

Raum(1950)は、税務の面からではあるが、現物配当について配当法人について、2つの論点¹⁹（もっとも同じ問題を異なる視点からみているにすぎないが）を示している：①分配によって所得が実現するか否か、②配当法人の利益剰余金と利益に与える分配の影響、である。

①について、米国においては1935年のGeneral Utilities会社事件²⁰以来、

19 その他、配当財産を受け取った株主側でいくらを総所得に含めるか、という問題も挙げられている（pp. 606-610）が、本研究ノートは配当する会社側の会計処理を対象としているため、ここでは取り上げない。

20 General Utilities & Operating Co. v. Helvering, 296 U.S. 200(1935). 同判決は金子（2010）340頁以下で詳細に紹介されている。

General Utilities Doctrineという法理として、配当財産の評価差額を課税対象としないものとされていた。1954年にはいくつかの例外があるものの、現物配当から利得または損失は認識されないものと定められた²¹。しかし、租税回避を防ぐ等の理由のために²²、1986年の税制改革によって廃止され、現在では内国歳入法典 § 311(b)増価資産の分配において「(1) 総則—もし(1) 法人が資産(法人の債務を除く)をsubpart Aが適用されるような分配において、株主に対して分配する場合、又は(2) 資産の公正な市場価値がその調整ベース(分配法人の手にある)を超える場合には、あたかも公正な市場価格で分配を受ける者に対して当該資産が売却されたかのように、分配法人は利得を認識するものとする」と規定されている。

このように米国では、現物配当という手段によって、配当法人の段階で資産の値上がり益に対する課税がなされないという事態を防ぐために、利得を認識することが規定されている(もともと、配当を受け取った側で、帳簿価額を引き継ぎ、受取配当に課税がなされ、譲渡時に生じた含み益に対する課税を行う、という代替的な選択肢も考えられる)。

ただし、配当財産が棚卸資産の場合には、次のような疑問が生じる。例えば、配当財産が自社製造商品である場合、(商品として独立第三者に販売した場合には通常所得が生じるが)配当時に製造コストと売却可能価額との差額を、所得ないし利益とすることは適切であろうか。また、配当を受け取る株主が、個人である場合と法人である場合(さらに資本関係のある会社間の配当である場合)で評価額は変化するであろうか。

この点に関連して、②分配法人の利益剰余金と利益に与える分配の影響の論点がある。つまり、未だ含み益を認識していない資産を現物配当する場合に、

21 参照：1954 Acts. House Report No. 1337, p.37.

22 Koury (1987), 金子 (2010) 参照。

いったん評価差額を認識した上で、時価をもって資本（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）を減額する考え方と、評価差額を認識せず、帳簿価額をもって資本を減額する考え方の、2つが存在する。

配当財産の性質（例えば棚卸資産であるか否か）を考慮せずに、専ら配当財産をいったん時価で売却し、その現金収入を配当したものと擬制することが適切であると考えれば、評価差額を損益として認識し、時価をもって資本を減額することになるだろう。このような処理を認めた場合に、実際には独立第三者に対しては販売できないような陳腐化した商品を現物配当することで、損益を認識できてしまうという問題も考えられる。

4. 現行制度における現物配当の2つの問題

本節では、先に確認した論点を念頭におきながら、現行制度における現物配当の会計処理に関する2つの問題を示す。

4. 1. 配当と費用の線引き

第1に、配当と費用の線引きが挙げられる。現行制度は、会社法上の手続きを踏み、株式数に比例した「配当」であれば、清算と同様に、配当財産に係る評価差額を損益として認識する。その一方で、株主に対して一方的に資産を移転するが、完全に株式数に比例しておらず、会社法上の手続きに則っていないような取引は、含み損益を認識せず原価を費用に振り替える会計処理（見本費または引当金処理）を採用しているといえる。

確かに、経済的実質が配当であるか、販売促進であるかを明確に区別することは容易ではないが、現行制度が採用している線引きの仕方が最善であるか否かを検討する必要があるかもしれない。例えば、株主優待の中には、実際に販売促進（広告宣伝であれ交際費であれ）目的で行われているものもあるだろうが、その一方で、厳密ではないものの、株式数に応じて株主に対して支払われており、そ

の経済的実質が配当であるものも存在するだろう。

引当金に関する資料のように、会社法上の手続きを踏んでいるか、及び厳密に株式数に比例しているかを判断規準とすることが現実的な方法であろうが、これでは必ずしも経済的実質を反映した会計処理とならない可能性がある。

4. 2. 配当財産の測定

第2に、配当財産の測定方法である。現行制度では、「市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合」には、時価評価差額を認識せずに、配当財産の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金またはその他利益剰余金を減額する（自己株適用指針10項）とされているが、可能な限り「公正な評価額」を算定しようとした際に、どのような測定方法をとるべきかを検討する必要はあるだろう。また、仮に株主優待が「配当」に該当するとされた場合に測定方法も問題となる。

まず、市場価格がない場合には、合理的な算定式を用いて評価することが考えられるが、この場合の評価額は、どの者（配当を行う企業か、又は配当を受け取る株主か）にとっての価値であろうか。例えば、自社のオリジナル商品を配当財産とした場合に、それを製造した企業にとっての価値は原価であるかもしれないが、株主によっては、それ以上（又はそれ以下）の価値であるかもしれない。また、ポイントやマイルを配当財産とすることができるのであれば、見積りの問題も生じる。さらに、人的サービスを享受する権利を配当財産とする場合、当該経済的価値は貸借対照表に未計上であるし、また自社施設を利用する権利を配当財産とする場合は、株主が当該権利を行使してもしなくても配当法人にとって実質的に社外流出がない。これらの場合の測定方法についても、ガイドラインが必要かもしれない。

5. おわりに

本研究ノートでは、現行制度における現物配当の行う側の会計処理を確認した上で、論点を整理し、2つの問題を示した。まず、日本の現行制度上、「配当」にあたる場合には評価差額を損益として認識し、時価評価後の価額をもって資本を減額するものとされている。その一方で、販売促進にあたる場合には、通常、評価差額は認識されずにコストが費用化されることになる。現物配当に係る論点としては、配当財産に係る評価差額を損益として認識すべきか否か、及び減額する資本の額（特に、販売がないにもかかわらず現物配当によって損益を認識することの妥当性）が挙げられる。

現行制度上の問題としては、第1に、配当と費用の線引きが挙げられる。つまり、株式会社がその株主に対して資産を一方的に移転する行為が、現物配当にあたるか又は販売促進費用を構成するのかは必ずしも明確に区別できない。このことは、現行制度上、配当にあたるか費用にあたるかによって会計処理が異なるために問題となる。第2に、配当財産の測定が挙げられる。現行制度では、公正な評価額を合理的に算定することができない場合には時価評価差額を認識することを諫めているが、今後、現物配当がさらに活用され、配当財産が多様化した場合には、誰にとっての価値を、どのように算定するのは問題となりうるだろう。

参考文献

Allison J. Koury, 1987, TAX REFORM ACT OF 1986 PULLS THE PLUG ON
GENERAL UTILITIES, *Suffolk University Law Review*, Vol.21, No.4,
pp. 1123-1156.

Leonard Raum, 1950, *Dividends in Kind: Their Tax Aspects*, Harvard Law

Review, Vol. 63, No. 4, pp. 593-613.

秋葉賢一（2014）『会計基準の読み方 Q&A100』中央経済社。

砂川伸幸，鈴木健嗣（2008）「株主優待の導入が株価に与える影響」『神戸大学経営学研究科 Discussion paper』神戸大学大学院経営学研究科。

伊藤邦雄（1996）『会計制度のダイナミズム』岩波書店。

江頭憲治郎（2014）『株式会社法 第5版』有斐閣。

大和インベスター・リレーションズ株式会社（2014）『株主優待ガイド 2015年版』ソシム株式会社。

勝間田学ほか（2012）『現物分配制度の実務詳細—法務・税務・会計上の取り扱いと活用法』中央経済社。

金子宏（2010）「法人税法における資本等取引と損益取引—「混合取引の法理」の提案（その1. 「現物配当）」」『租税法の発展』有斐閣。

金子宏（2014）『租税法 第19版』弘文堂。

神田秀樹（2014）『会社法 第16版』弘文堂。

斎藤静樹編著（2007）『詳解「討議資料■財務会計の概念フレームワーク」（第2版）』中央経済社。

斎藤静樹（2013）『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社。